

令和 5 年 4 月

藤 沢 市 農 業 委 員 会 総 会

日時：令和 5 年 4 月 2 5 日（火）午後 2 時 3 8 分

場所：本庁舎 5 階 5－1・5－2 会議室

藤 沢 市 農 業 委 員 会

藤 沢 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

藤沢市農業委員会総会を令和５年４月２５日（火）、本庁舎５階 ５－１・５－２会議室に招集する。

出席委員は、次のとおり

１ 番	井 上 哲 夫	１ ７ 番	吉 川 誠
２ 番	三 上 健 一	１ ８ 番	櫻 井 一 雄
３ 番	井 出 茂 康	１ ９ 番	宮 治 時 男
４ 番	齋 藤 義 治	２ ０ 番	佐 川 俊 夫
５ 番	小 林 正 幸	２ １ 番	佐 藤 智 哉
７ 番	上 田 洋 子	２ ２ 番	澤 野 孝 行
９ 番	田 代 恵美子	２ ３ 番	平 川 勝 昌
１ ０ 番	吉 原 豊	２ ４ 番	神 崎 享 子
１ １ 番	山 口 貞 雄	２ ５ 番	福 岡 則 夫
１ ２ 番	加 藤 登		
１ ３ 番	西 山 弘 行		
１ ４ 番	漆 原 豊 彦		
１ ５ 番	落 合 喜 治		

欠席委員は、次のとおり

６ 番	飯 田 芳 一	８ 番	加 藤 義 一
１ ６ 番	北 村 利 夫		

農業委員会事務局職員の出席は、次のとおり

事務局長	村 山 勝 彦	主幹	坂 間 英 己	上級主査	山 澤 成 司
主 査	森 大 晃				

委員会の日程は、次のとおり

日程第 1	議案第 1 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 2	議案第 2 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について
日程第 3	議案第 3 号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
日程第 4	議案第 4 号	相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について
日程第 5	議案第 5 号	都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画について
日程第 6	議案第 6 号	農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等の申し出について
日程第 7	報告第 1 号	農地の貸借の合意解約通知について
日程第 8	議案第 7 号	農地中間管理事業に係る農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について
日程第 9	報告第 2 号	藤沢市農業委員会規程第 9 条第 2 項に基づく報告について
日程第 10	報告第 3 号	令和 4 年度農業委員会業務報告について
日程第 11	報告第 4 号	令和 5 年度農林関係予算について
日程第 12	報告第 5 号	令和 5 年度農地等利用最適化推進施策等の改善に係る意見の措置状況について

開会 午後２時３８分

事務局（村山勝彦事務局長） それでは、大変お待たせいたしました。定刻を過ぎておりますが、ただいまから「藤沢市農業委員会総会」を開催させていただきます。

本日の委員の出席状況を申し上げます。委員の総数２５名、出席者数２２名でございます。

開会に先立ちまして、事務局より、４月１日付けの人事異動の関係の御報告をさせていただきます。草柳主幹の後任に坂間主幹、大西上級主査の後任に山澤上級主査が参りました。

簡単に自己紹介をお願いします。

事務局（坂間英己主幹） 坂間と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

資産税課から異動してまいりましたが、農業委員会には、平成９年から平成１３年まで在席しておりまして、約２１年ぶりに帰らせていただいた形になります。

今後とも、農地行政に貢献したいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局（山澤成司上級主査） 山澤と申します。よろしくお願いします。

子育て給付課から異動になりました。どうぞよろしくお願いします。

事務局（村山勝彦事務局長） 引き続き、委員の皆様におかれましても、御理解、御協力のほどをよろしくお願いいたします。

それでは、初めに齋藤会長から御挨拶をお願いいたします。

会長（齋藤義治委員） 皆さん、こんにちは。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中を総会に出席いただきまして、まことにありがとうございます。

一昨日、藤沢市の市議会議員選挙が終わりました。その中でも、今回、女性の議員が非常に多かったことが、かなり話題になっております。３６名の当選者がいましたが、１０名の方が女性でございます。

これから、ほかの地区でもどんどん女性の方が進出してくるのではないかと
思われますが、神奈川県内でも、大磯町が委員の半分が女性ということでござ
います。そのほかの市町村でも、女性議員が大分増えてまいりました。

そんな中で、農業委員あるいは農地利用最適化推進委員も、もっともっと女
性の方に出ていただきたい。また、農協の理事や総代の中でも女性の方をもっ
ともっと出していこうというふうなことも言われております。これからの新し
い時代でございますので、ぜひとも女性の方に出ていただきたいと思ってい
ます。

また、2か月ほど前にC h a t G P Tのお話をしましたが、最近では、いろ
いろ話題になっておりまして、横須賀市などは、これを行政に生かそうとい
う話も進んでいるようです。

また、国会でも国会議員の答弁をC h a t G P Tでやったらどうだろうか
という検討も進んでいるようでございます。

使い方によっては、非常に便利ですが、実は、私もよく利用してしまし
て、試しに自分の名前を入れてみました。「齋藤義治を教えてください」と出
したのですが、そうしたら、とんでもない答えが出てきました。

齋藤義治は、日本の国会議員で、自民党の総裁がどうのこうのと、いろ
ろ書いてありまして、東大の法学部を卒業しているとか、そういうことまで書
いてありました。

まあ、まだこの程度のA Iですから、信用できないところもかなりありま
す。ちなみに「トマトを甘くするにはどうしたらいいだろう」という質問も入
れてみましたが、そうしたら、それなりの答えが出てきました。品種をどう
だとか、あるいは肥料をどうだとか、水をどうだとかというようなことも出
ておりまして、多分トータル的なことで出ているかと思いますが、これから
ますます盛んになるのではないかと考えておりますが、皆様方も、何かの機会
に利用されるといいのではないかと考えております。

それから、今日は、この総会の中でも、藤沢市の農林関係予算についての説
明もあるようでございます。農業予算というのは、年々非常に厳しい状況にな

っておりますけれども、今年１年の農業予算の報告があると思います。

また、令和６年度の新しい政策に対する意見書も、皆様方から出していただくことで、それが予算に反映されますので、ふだん農業行政に思っていることを書いていただいて、市長に提言をするというようなこともしたいと思いますので、ぜひとも皆様方から出していただきたいと思いますっております。

それでは、４月の総会を開催いたします。よろしくお願いを申し上げまして、挨拶に代えさせていただきます。

事務局（村山勝彦事務局長）　ありがとうございます。

これより議事に入りますが、藤沢市農業委員会総会会議規則第５条の規定に基づき、齋藤会長に議長をお願いいたします。

議長（齋藤義治委員）　それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。

なお、本会議を公開することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員）　事務局、本日の傍聴人はいらっしゃいますか。

事務局（森 大晃主査）　いらっしゃいません。

議長（齋藤義治委員）　はい。

それでは、これより会議を開きます。

なお、議事録署名人につきましては、議席番号順により、１９番の宮治時男委員と２０番の佐川俊夫委員の御両名をお願いをいたします。

これより議事に入ります。

日程第１、議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

森 主査。

事務局（森 大晃主査）　「農地法第３条の規定による許可申請について」、説明をさせていただきます。

地区、御所見・遠藤。番号１。譲受人、住所氏名、記載のとおり。従事者、６人。所有面積、２４３ａ、耕作面積、２６９ａ。譲渡人、住所氏名、記載の

とおり。当該農地、菖蒲沢、9筆。地番、記載のとおり。地目、全て畑。地積、9筆合計5,751㎡。権利の種類、売買による所有権移転。申請理由、譲受人、農業経営規模拡大のため。譲渡人、譲受人の要望による。

続きまして、番号2。譲受人、住所氏名、記載のとおり。従事者、6人。所有面積、243a、耕作面積、269a。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、菖蒲沢、1筆。地目、畑。地積、205㎡。権利の種類、売買による所有権移転。申請理由、譲受人、農業経営規模拡大のため。譲渡人、譲受人の要望による。

続きまして、番号3。譲受人、住所氏名、記載のとおり。従事者5人。所有面積、386a、耕作面積、371a。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、打戻、1筆。地目、田現況畑。地積、234㎡。権利の種類、売買による所有権移転。申請理由、譲受人、農業経営規模拡大のため。譲渡人、譲受人の要望による。

続きまして、地区、六会・長後。番号4。譲受人、住所氏名、記載のとおり。従事者、2人。所有面積、104a、耕作面積、113a。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、地番、亀井野、4筆。地目、いずれも畑。地積、4筆合計1,514.79㎡。権利の種類、売買による所有権移転。申請理由、譲受人、農業経営規模拡大のため。譲渡人、譲受人の要望による。

続きまして、地区、藤嶋・村岡・明治。番号5。譲受人、住所氏名、記載のとおり。従事者、4人。所有面積、耕作面積、ともに67a。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、大庭、2筆。地目、いずれも田現況畑。地積、2筆合計1,262㎡。権利の種類、売買による所有権移転。申請理由、譲受人、農業経営規模拡大のため。譲渡人、譲受人の要望による。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1及び番号2について意見を求めます。

15番、落合委員。

15番（落合喜治委員） 番号1及び番号2については、隣り合っている農地が申請

地区協の意見といたしましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えております。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

— — — — — — — — — — — — — — — — — —
— — — — — — — — — — — — — — — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、続きまして、番号4について意見を求めます。

12番、加藤 登委員。

12番（加藤 登委員） 資料は5ページをお開きください。

本件の申請地は、国道467号線にある「藤沢養護学校入口」の交差点から南西に約200mの農地になります。

地区協におきまして、譲受人の代理人と面談いたしました。

譲受人は、亀井野と西俣野に農地を所有し、露地野菜や施設野菜等の生産により農業経営を行っています。

このたび、農業経営規模拡大を図るため、当該農地を新たに取得することです。

申請地については、ブロッコリーを生産する計画です。

地区協の意見といたしましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えております。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

— — — — — — — — — — — — — — — — — —
— — — — — — — — — — — — — — — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、続きまして、番号5について意見を求めます。

13番、西山委員。

13番（西山弘行委員） 資料は7ページをお開きください。

所有権移転。転用目的、資材置場及び駐車場。農用地区域除外日、平成9年5月14日。農地種別、第2種農地。

続きまして、番号2。譲受人、住所氏名、記載のとおり。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。経営面積、3a。耕作者、住所氏名、同左人。当該農地、地番、遠藤、1筆。地目、畑。地積、325㎡。内容、所有権移転。転用目的、資材置場及び駐車場。農用地区域除外日、当初より。農地種別、第3種農地。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1について意見を求めます。

14番、漆原委員。

14番（漆原豊彦委員） 資料は9ページをお開きください。

本件の申請地につきましては、用田にある「特別養護老人ホーム白鷺苑」より南東に約200mの土地になります。

農地の区分は、農用地区域外であり、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しないため、「第2種農地」と判断しました。

譲受人は、建築業及び土木業を営んでおり、現在、市内の資材置場を賃貸しています。法人としての資材置場を所有したいことや、事業規模拡大に伴い、現在の置場では手狭になることから、規模的にも都合がよく、業務エリアにアクセスしやすい申請地が適地であると判断したとのことでした。

申請地は、北側が宅地、西側及び南側が道路、東側が雑種地及び農地になっております。

出入口は西側に2か所設けます。申請地は、隣接地よりも約0.5m高いため、切土を行い隣接地との高低差をなくす計画です。東側の既存フェンス以外の周囲との境界には、単管パイプ及び地上高約2mのフェンスを設置し、土砂等の流出を防ぎます。

敷地内は転圧し砂利敷きとし、雨水については、敷地内自然浸透処理とします。

地区協においては、譲受人と面談し、周辺の農地等に影響がないよう十分配

以上でございます。

18番、櫻井委員。

本件の申請地につきましては、「遠藤市民センター」から南西に約400m
の土地になります。

議受人は、茅ヶ崎市で土木工事業を営んでおり、これまで茅ヶ崎市内の資材置場を借りてきましたが、土地所有者から返還を求められたため、代替地を探していたところ、当該地が現在の置場と事務所から同程度の距離と規模で、幅員4mの道路に面していることから、当該地が該当したとのことです。

申請地は、北側及び西側が山林に隣接し、東側は宅地、南側は道路になって
おります。

出入口は南側で、北側及び西側の山林との境界には、単管の柵及び地上高約0.15mになるように土留鋼板を設置し、土砂等の流出を防ぎます。

敷地内は、転圧の上、砂利敷きとし、雨水については、敷地内浸透処理とします。

地区協において、譲受人と面談し、隣接地に影響がないよう十分配慮することなどについて指導いたしました。

以上です。

11

— — — — — — — — — — — — — — — — — —
— — — — — — — — — — — — — — — — — —

議長（齋藤義治委員）　ないようでございますので、採決をいたします。

議案第２号について、承認することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員）　それでは、議案第２号について、承認することに決定をいたします。

次に移ります

日程第３、議案第３号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

森 主査。

事務局（森 大晃主査）　「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」、説明をさせていただきます。

地区、六会・長後。番号１。被相続人、住所氏名、記載のとおり。相続人、住所氏名、記載のとおり。特例農地、地番、円行二丁目の２筆。地目、いずれも畑。地積、２筆合計８６７㎡。区域区分、いずれも生産緑地。相続開始年月日、令和４年９月１２日。経営面積、１，７８８㎡。現地確認日、令和５年４月１２日。

以上です。

議長（齋藤義治委員）　事務局の説明が終わりました。

それでは、番号１について意見を求めます。

２０番、佐川委員。

２０番（佐川俊夫委員）　本件につきましては、令和５年４月１２日に、事務局職員及び私、佐川で現地確認を行いました。

現地の状況は、ニラ、ニンニク等各種野菜の栽培、及び植木の生産をしており、適正に管理されていました。

以上です。

議案第 3 号について、承認することに御異議はございませんか。

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第 3 号について、承認することに決定をいたします。

日程第４、議案第４号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について」を上程いたします。

森 主査。

地区、藤嶋・村岡・明治。番号１。被相続人、氏名、記載のとおり。相続人、住所氏名、記載のとおり。特例農地、地番、大庭、３筆。地目、宅地現況畑及び田及び田現況畑。地積、３筆合計１，５５８㎡。確認した農地等の利用状況等、地番、いずれも同左。地積、２７０．５７㎡、ほか同左。利用状況等、全ての農地。相続開始年月日、平成１５年３月１１日。免除予定日、令和６年１月１２日。現地確認日、令和５年４月１２日。

以上です。

13

13番、西山委員。

現地の状況といたしましては、1筆が、水稻の作付け準備中で、ほか2筆が、タマネギ、ニンニクなどの栽培中であり、全てきれいに肥培管理されておりました。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

13番、西山委員。

現地の状況といたしましては、2筆が、カキの栽培中で、ほか2筆が、カキ、ジャガイモ、キヌサヤなどの栽培中であり、全てきれいに肥培管理されておりました。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

議案第４号について、承認することに御異議はございませんか。

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第４号について、承認することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第 5、議案第 5 号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

山澤上級主査。

事務局（山澤 成司上級主査） それでは、日程第 5、議案第 5 号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画について」、説明をさせていただきます。

本件につきましては、市街化区域における生産緑地に指定された農地を借り受けるため、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第 4 条第 1 項の規定に基づき、藤沢市に対し事業計画書の提出があったため、同法第 4 条第 3 項の規定に基づき、市長から意見を求められたものです。

番号 1 は、3 月 1 6 日開催の藤沢市青年等就農計画認定審査会で認定され、藤沢市において新たに農業を開始する方で、資料は 1 3 ページからとなります。

当該地では、ナス等を栽培し経営していくとのことです。

藤嶋・村岡・明治の地区協議会におきまして、本人と面談し、就農計画等について確認をしております。

以上で説明を終わります。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、本件について意見を求めます。

何かございましたら、お願いをいたします。

— — — — —
— — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第 5 号について、承認をすることに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第 5 号について、承認をすることに決定をいたします。

次に移ります。

日程第 6、議案第 6 号「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等の申し出について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

山澤上級主査。

事務局（山澤成司上級主査） それでは、日程第 6、議案第 6 号「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等の申し出について」、説明をさせていただきます。

番号 1 から番号 1 9 と、番号 2 3 から番号 3 3 は、用田を中心に 5 1 1 a を耕作する方の新規借受分で、当該地では、水稻を栽培する予定となっております。また、来年以降、貸付を法人へ切り替える予定のため、存続期間は 1 年となっております。

番号 2 0 は、瀬郷を中心に 6 4 a を耕作する方の更新借受分です。

番号 2 1 及び番号 2 2 は、葛原を中心に 2 6 2 a を耕作する方の更新借受分です。

番号 3 4 は、西俣野を中心に 1 6 2 a を耕作する方の新規借受分で、当該地では、水稻を栽培する予定となっております。

番号 3 5 は、西俣野で 9 1 a を耕作する方の新規借受分で、当該地では、水稻を栽培する予定となっております。

番号 3 6 及び番号 3 7 は、菖蒲沢を中心に 3 1 3 a を耕作する方の新規借受分で、当該地では、水稻を栽培する予定となっております。

番号 3 8 及び番号 3 9 は、稲荷を中心に 2 3 1 a を耕作する方の更新借受分です。

なお、利用権設定を行う農地については、現地確認を行い、特段問題はございませんでした。

以上で説明を終わります。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、本件について、意見を求めます。

何かございましたら、お願いをいたします。

— — — — —

— — — — —
議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第 6 号について、承認することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第 6 号について、承認することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第 7、報告第 1 号「農地の貸借の合意解約通知について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

山澤上級主査。

事務局（山澤成司上級主査） それでは、日程第 7、報告第 1 号「農地の貸借の合意解約通知について」、説明をさせていただきます。

番号 1 は、別の方に貸借するため、使用貸借権を合意解約する旨の通知を受けたものです。この土地の貸借については、日程第 8、議案第 7 号の「農地中間管理事業に係る農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」に上程されております。

番号 2 は、耕作者が高齢で耕作が困難となったため、貸借権を合意解約する旨の通知を受けたものです。

以上で説明を終わります。

議長（齋藤義治委員） 本件につきましては、報告事項でございますので、お目通しの上、御質問等がございましたら、お願いをいたします。

— — — — —
議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、報告第 1 号を終了いたします。

次に移ります。

日程第 8、議案第 7 号「農地中間管理事業に係る農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

山澤上級主査。

事務局（山澤成司上級主査） それでは、日程第 8、議案第 7 号「農地中間管理事業に係る農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」、説明をさせていただきます。

番号 1 は、葛原で 4 2 a を耕作する方の新規借受分で、当該地ではエダマメを栽培する予定となっております。

番号 2 は、3 月 1 6 日開催の藤沢市青年等就農計画認定審査会で認定され、藤沢市において新たに農業を開始する方で、資料は 2 0 ページからとなります。

当該地では、サツマイモ等を栽培し、経営していくとのことです。

御所見・遠藤の地区協議会におきまして、本人と面談し、就農計画等について確認しております。

番号 3 は、瀬郷や宮原で 6 4 a を耕作する方の新規借受分で、当該地ではナスを栽培する予定となっております。

番号 4 は、宮原を中心に 6 8 a を耕作する方の新規借受分で、当該地ではエダマメを栽培する予定となっております。

番号 5 も、3 月 1 6 日開催の藤沢市青年等就農計画認定審査会で認定され、藤沢市において新たに農業を開始する方で、資料は 2 4 ページからとなります。

当該地では、ニンジン等を栽培し、経営していくとのことです。

御所見・遠藤の地区協議会におきまして、本人と面談し、就農計画等について確認しております。

番号 6 及び番号 7 は、海老名市で 1 6 a を耕作されている方の新規借受分で、このたび、経営規模拡大のため、藤沢市に新規参入するものです。資料は 2 8 ページからとなります。

当該地では長ネギ等を作付けしていく予定となっており、御所見・遠藤の地区協議会におきまして、本人と面談し、就農計画等について確認しております。

番号 8 から番号 1 0 も、3 月 1 6 日開催の藤沢市青年等就農計画認定審査会で認定され、藤沢市において新たに農業を開始する方で、資料は 3 2 ページか

らとなります。

当該地では、ダイコンや水稻を栽培し、経営していくとのこと。

六会・長後の地区協議会におきまして、本人と面談し、就農計画等について確認しております。

なお、中間管理事業を行う農地については、現地確認を行い、特段問題はございませんでした。

以上で説明を終わります。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、本件について意見を求めます。

何かございましたら、お願いをいたします。——今回は、新規就農者の就農する農地が、非常に多くなっております。委員の御近所でも、多分あるかと思えますので、ぜひとも温かい目で見えていただいて、相談に乗っていただきたいと、そういうふうに感じます。

何かございませんか。

— — — — —
— — — — —

議長（齋藤義治委員） それでは、ないようでございますので、採決をいたします。

議案第7号について、承認することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第7号について、承認することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第9、報告第2号「藤沢市農業委員会規程第9条第2項に基づく報告について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

山澤上級主査。

事務局（山澤成司上級主査） 本件につきましては、まず22ページが「農地法第3条の3第1項の規定による届出」でございます。

御所見・遠藤地区が1件となっております。

続きまして、23ページから25ページまでが「農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出」でございます。

御所見・遠藤地区が1件、六会・長後地区が5件、藤鶴・村岡・明治地区が3件、合計9件となっております。

続きまして、26ページから28ページまでが、「農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出」でございます。

御所見・遠藤地区が２件、六会・長後地区が６件、藤鵠・村岡・明治地区が
４件、合計１２件となっております。

以上で説明を終わります。

議長（齋藤義治委員） 本件につきましては、いずれも報告事項でございますので、お目通しの上、御質問等がございましたら、お願いをいたします。

議長（齋藤義治委員）　ないようでございますので、報告第2号を終了いたします。

次に移ります。

日程第10、報告第3号「令和4年度農業委員会業務報告について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

坂間主幹。

事務局（坂間英己主幹） 「令和４年度農業委員会業務報告について」、説明をさせていただきます。

議案書の 29 ページをお開きください。「会議の開催状況」を記してあります。

「総会」、「地区協議会」は、毎月開催いたしました。

「施策検討小委員会」につきましては、農地等利用最適化推進施策等の改善に係る意見としまして、市長へ出す意見の協議を6月に行いました。

「藤沢市畜産振興審議会」、それと「藤沢市農業振興地域整備促進協議会」、

(休 憩)

議長（齋藤義治委員） それでは、再開をいたします。

日程第 1 1、報告第 4 号「令和 5 年度農林関係予算について」及び日程第 1 2、報告第 5 号「令和 5 年度農地等利用最適化推進施策等の改善に係る意見の措置状況について」を一括して上程し、審議をいたします。

事務局からの説明を求めます。

坂間主幹。

事務局（坂間英己主幹） 本件につきましては、市農業水産課の職員とともに御説明をさせていただきます。

まず、御説明の前に農業水産課から職員の紹介をお願いいたします。

農業水産課（及川 聡課長） こんにちは。農業水産課長の及川です。よろしくお願いいたします。

農業水産課（坂口 文課長補佐） こんにちは。同じく農業水産課の坂口と申します。よろしくお願いいたします。

農業水産課（鈴木孝明課長補佐） 同じく農業水産課の鈴木と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

農業水産課（竹中丈博課長補佐） こんにちは。同じく農業水産課の竹中と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局（坂間英己主幹） ありがとうございました。

それでは、まず事務局から御説明をさせていただきます。

議案書の 4 5 ページとなりますが、「令和 5 年度農林関係予算について」です。「農業委員会費の内訳」といたしまして掲載しております。

まず、「農業委員会関係費」につきましては、委員さんの報酬とか、そういったものがございまして、令和 5 年度は、1, 2 2 0 万 1, 0 0 0 円が計上されており、昨年度比 4 万円の減となっております。

主な要因といたしましては、職員旅費の減によるものでございます。

続きまして、「農業委員会事務費」につきましては、令和４年度から１３万３，０００円が減額となりまして、２２３万円となっております。

こちらの減額の主な要因といたしましては、令和４年度に計上しておりましたタブレット端末導入に係る費用の減によるものでございます。

続きまして、農業水産課からお願いいたします。

農業水産課（及川 聡課長） それでは、私から、令和５年度予算について、御説明をさせていただきます。

議案書の４７ページは、一般会計款別予算の前年度との対比表となっております。

下段に合計がありますが、令和５年度一般会計予算につきましては、１，６０５億４００万円となっております。これは、前年度と比較しますと、８億６，２００万円の減となっております。

令和５年度の「農林水産業費」につきましては、４億７，９０６万９，０００円で、前年度と比較しますと、３，３７１万１，０００円の増となっております。

それでは、主な事業について御説明をさせていただきます。４８ページを御覧ください。

「地産地消推進事業費」につきましては、藤沢産農水産物等の市内流通・利用促進を図り、地産地消を推進することにより、市内農水産業の持続的な発展と健康的で豊かな市民生活の実現を図るものでございます。前年度と比較して６２万４，０００円の減となっておりますが、デジタル化に伴いパンフレット等の紙媒体のＰＲ物品を削減したことによるものでございます。

「地産地消推進計画」につきましては、昨年度から第５期となりまして、藤沢ブランドの創出、藤沢産農水産物等の学校・保育園給食への供給強化、地産地消の普及啓発、食育施策等との連携強化の３つの重点的に取り組む施策を中心に地産地消の取組を推進しております。

１の「地産地消推進計画の実施管理等」では、アンケート調査費用を計上しております。このアンケートは、無作為に抽出した市民３，０００人を対象に、

地産地消に関するアンケートを実施しております。昨年度の調査では、「藤沢産の農水産物を購入して地産地消を応援しようと思いますか」という問いに対して、「既に応援している」と回答した方が12.5%、「応援したいと思う」と回答した方が77.5%で、合わせると9割の方が、藤沢の農水産業を応援したいという結果となっております。

アンケートの結果につきましては、市のホームページにも掲載しておりますので、後ほど御覧になっていただければと思います。

2の「地産地消講座」につきましては、さがみ地粉の会の皆様に御協力いただいている大豆の講座ですとか、エダマメやトウモロコシ、イチゴやトマトなど、旬の食材の収穫体験をしていただく講座を開催しております。毎回多くの市民の方から御応募をいただいているところでございます。

5の「地産地消のPR」では、農産物に貼っていただくための藤沢産ロゴマークシールや、毎年要望の多い「ふじさわのくだもの」という果物の直売所マップを作成し、地産地消をPRしております。

次のページに移りまして、「水田保全事業費」につきましては、環境に配慮した水稻生産に取り組む水田耕作者に対し、1㎡当たり50円以内、10a当たり5万円以内の奨励金を交付するものでございます。昨年度は、116名の方が申請をされております。

今年度につきましても、4月18日と20日に出張受付を実施してまして、これまで106名の方から申請をいただいているところでございます。

2の「農業用施設導入支援事業」につきましては、遊休化した水田の解消や発生抑制に寄与する水稻乾燥調製施設を導入する西俣野稲作組合に対し、費用の補助を行います。

50ページに移りまして、「担い手育成支援事業費」につきましては、前年度と比較して903万5,000円の増となっております。

1の「景観形成事業」は、遠藤の遊休農地でコスモスを栽培し、摘み取りのイベントを実施しているもので、JAの農業後継者組織である藤友会に業務を委託しているものでございます。

4の「農業研修受入支援事業」につきましては、新規就農希望者に対して研修を行う農業経営士及び認定農業者に対し、研修生1人当たり3万円を支給するものでございます。

6の「農福連携促進事業」につきましては、福祉施設と受委託契約等を交わし、障がい者等の受け入れを行う農業者に対し、委託料の一部を補助するもので、年々利用者が増えているということもありまして、予算の増額を図ったものです。

7の「技術習得支援事業」につきましては、昨年度から新たに実施したものです。就農おおむね10年目までの農業者が、視察や研修をする際の受講料等の一部を補助するものでございます。

こちらは、利用者が少なく、今年度の執行率が悪ければ、次年度は予算を減額するか、もしくは廃止となる可能性もございます。

51ページに移りまして、「産地競争力強化事業費」は、今年度は3つの事業を実施いたします。

1の「誘引剤農薬導入事業」は、ハウス部からの要望があった誘引剤ラスボスRの導入、2は、果樹部から要望のあったバッテリー式薬剤散布機の導入、3は、花き温室部から要望のあった遮光カーテンの導入に対し、助成するものでございます。

下段の、「野菜生産出荷対策事業費」につきましては、市内生産者が農協共販出荷及び市内市場へ出荷をする際の出荷用ダンボール等の出荷資材の購入に対する助成を行うものでございます。

52ページに移りまして、「湘南野菜生産育成事業費」につきましては、市内卸売市場へのお荷を推進するため、市場出荷用レンタルコンテナ利用料に対する助成を行っております。

本事業の対象につきましては、湘南野菜出荷推進協議会に所属している市内生産者が直接市内市場へ出荷した場合と、市内生産者がJAを通して市内市場へ出荷した場合となっております。

下段の、「学校給食用農水産物生産出荷対策費」は、市内産米精米及び配達

費用にかかる費用の負担や、市内産の大豆等を学校給食に提供する際に、生産者団体が行う配達等に要する費用を負担するものでございます。

53ページに移りまして、「畜産振興対策事業費」は、畜産経営における防疫体制の強化と衛生環境の向上、家畜伝染病予防の検査や投薬、注射、病虫害防除資材の購入、肉質・乳質に優れた家畜の繁殖及び後継となる乳牛の生産に對して助成を行うものです。

54ページに移りまして、「畜産経営環境整備事業費」は、畜産経営に必要なとなる畜舎や設備機器、家畜排せつ物処理施設等の改修・導入・更新を行う畜産農家に対して助成を行うものでございます。

下段の「農業用水路等改修事業費」は、水田への安定した用水を確保し農業生産の維持を図るため、水利組合等が実施している取水堰等の補修及び用水路の改修に對し助成を行うものでございます。

今年度は、3つの水利組合から、施設修繕・改修の要望があり、予算措置したものでございます。

55ページに移りまして、「農業基盤整備事業費」は、拡充事業として、城・稻荷地区の耕作条件改善に向けた測量予算を計上しております。

56ページを御覧ください。

1の「城・稻荷地区の耕作条件改善支援」として、圃場の区画拡大など、耕作条件の改善支援に向けた測量を行うもので、約1,500万円の予算を計上しております。

2の「西俣野地区の農道整備」につきましては、幅員が狭く転落事故の発生や車両のすれ違いができず、農業生産活動に支障を来している農道の整備を行うものです。

以上駆け足になりましたが、「令和5年度農林関係予算」について、御説明をさせていただきました。

今年度も、本市農業の発展のため、農業委員会の皆様と連携して取り組んでまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

私からの説明は以上となります。

引き続き、日程第12、報告第5号「令和5年度農地等利用最適化推進施策等の改善に係る意見の措置状況について」、御説明をいたします。

農業水産課（竹中 丈博 課長補佐） 1の「担い手への農地利用の集積・集約化のための施策」、（1）の「水田の保全に対する支援・助成について」、説明をさせていただきます。

①の回答について説明させていただきます。

水田保全事業につきましては、令和5年度予算は、令和4年度予算と同額になっております。今後につきましても、水田を維持していくには、水田保全事業は必要なものと捉えておりますので、環境部と事業の継続について調整してまいりたいと考えております。

農業水産課（坂口 文 課長補佐） 続きまして、②について回答させていただきます。

国の農地耕作条件改善事業を活用することで、地域のニーズに沿ったきめ細かな基盤整備が可能となるため、本市では、城・稲荷地区において活用に向けた検討を進めており、昨年度は、事業の実施に向け、実質化された「人・農地プラン」を策定いたしました。

令和5年度は、地区の農家の皆さんと、農地中間管理事業の重点実施区域の指定に向けた協議を進めてまいります。併せて、現況を把握するため、田んぼの刈り取り後の10月中旬以降に測量を実施いたします。

続きまして、（2）の「農道や水路等の整備について」の①の回答になります。

多面的な機能を有する水田の保全に当たり、農業用水路施設の機能確保の重要性や、施設の老朽化に伴う改修の必要性、併せて農業者の方々の機能確保への負担が多くなっていることは、認識しているところでございます。

本市では、地域資源の保全活動や、施設の長寿命化のための補修や更新に対して交付金が出る多面的機能支払交付金の提案を水利組合などにさせていただいており、負担軽減につながるものとして実施しております。

今後につきましては、さがみ農協稲作部会などと本市の農地保全の方向性を協議しながら、地元負担について検討してまいりたいと考えております。

引き続き②についての回答ですが、一般車両との事故防止や農作業への支障が出ている道路につきましては、看板による周知や注意喚起について、水利組合等と調整の上、実施してまいります。

農業水産課（鈴木孝明課長補佐）　続きまして、議案書の５８ページを御覧ください。

（３）の「人・農地プランの実行について」、回答させていただきます。

令和４年度に地域での話し合いにより、用田地区、打戻地区、城稻荷地区の３地区において、実質化された「人・農地プラン」を作成しております。

引き続き地域での話し合い等による実効性のあるプランを作成するため、農業委員会や関係機関との連携を密にして、取組を進めてまいります。

続きまして、２の「遊休農地の発生防止・解消のための施策」、（１）の「遊休農地の発生防止について」、回答させていただきます。

引き続き機会を捉え、国、県に対して働きかけを行ってまいります。

続きまして、（２）の「遊休農地解消における支援について」回答させていただきます。

引き続き関係機関と連携した周知を行い、本事業の利用拡大を図るとともに、補助単価の妥当性の精査を含め、利用しやすい制度の構築に取り組んでまいります。

続きまして、３の「新規参入の促進のための施策」、（１）の「後継者や新規参入者への支援について」、回答させていただきます。

市ホームページのほか、地区協議会やＪＡさがみ藤沢地区運営委員会などの機会を捉えて、制度説明を行うとともに、引き続き、後継者や新規参入者にとって有効な支援策を検討してまいります。

農業水産課（竹中丈博課長補佐）　続きまして、４の「その他地域農業の維持・発展のための施策」、（１）の「地産地消等藤沢産農畜産物の利用促進について」、説明させていただきます。

①について、藤沢市地産地消推進計画において、「藤沢産農水産物等の学校・保育園給食供給強化」を重点的に取り組む施策に位置づけ、藤沢産農水産物が給食に提供されております。

また、小学校の『給食だより』や栄養の授業を通じて、藤沢産の農水産物への理解を深めていただくよう取り組みを進めております。

引き続き関係機関と連携し、より多くの藤沢産農畜産物を給食で使用し、藤沢産農畜産物への理解が深まるよう取組を進めていくとともに、必要な支援について検討してまいります。

また、より多くの方に藤沢市の地産地消をPRすることができるよう、令和4年度から新たに「おいしい藤沢産Instagram」開設し、ショート動画なども配信しております。

今後も小・中学生や高校生・大学生等の若い世代にも藤沢産の農産物に関心を持ってもらい、地元で採れた野菜の新鮮さや安全性を理解してもらうことができるよう、これらの活用策を検討するとともに、高校生・大学生については、水利組合で行う水路掃除への参加を呼びかけ、農業への理解を深めてもらう取組を行ってまいります。

②につきまして、藤沢産農畜産物の重要性については、機会を捉え、情報発信をしてまいりたいと考えております。

また、花きについては、令和4年度に、本庁舎の展示や、市内商業施設において、茅ヶ崎市や寒川町との連携による「湘南花の展覧会」を実施するなど、PRを行いました。

今後におきましても、支援策について検討してまいりたいと考えております。
農業水産課（鈴木孝明課長補佐）　続きまして、（２）の「農業経営への支援について」、①について回答させていただきます。

援農ボランティアにつきましては、引き続き、市ホームページや『広報ふじさわ』のほか、東京オリンピック・パラリンピックのレガシーであるチームF U J I S A W A 2 0 2 0を活用した周知を行ってまいります。

また、農福連携を推進することで、新たな担い手の確保に努めてまいります。
農業水産課（竹中丈博課長補佐）　②につきまして、直売所等へ出荷する農業者に対する支援としましては、現在、「藤沢産」ロゴマークシールの無償配布を行っております。引き続き、団体からの要望があれば、支援策について検討してま

います。

一枚おめくりいただきまして60ページに進ませていただきます。

③につきまして、燃料や肥料、飼料の高騰が、経営に大きな影響を与えていることは認識しており、令和4年度は補正予算により対応いたしました。

しかしながら、資材・飼料の価格は依然高止まりの状態であるため、国・県の動向に注視しつつ、必要に応じて、本市独自の支援策を検討するなど、継続した支援を行ってまいりたいと考えております。

農業水産課（鈴木孝明課長補佐）　続きまして、（3）の「有害鳥獣対策に係る支援について」、回答させていただきます。

令和5年度は、昨年度から20頭分増の50頭分の予算措置をしております。カラス等の鳥獣に対する防除策については、農業者からの要望があれば、防除にかかる費用に対する支援を検討してまいります。

また、有害鳥獣の範囲や相談受付窓口の周知につきましては、関係機関と連携し、取り組んでまいります。

また、ジャンボタニシにつきましては、引き続き関係機関と連携し、駆除に対し、必要な支援を検討してまいります。

続いて、（4）の「農業・農地の有益性に関する啓発について」、回答させていただきます。

農地の多面的な機能や、農地があることの重要性について、市民に理解していただけるよう、ホームページ等を活用するとともに、令和4年3月に策定しました「第2次藤沢市都市農業振興基本計画」のQRコードを、農業水産課が実施する各種講座等のチラシに載せるなど、市民の皆様に知っていただけるよう、引き続き取り組んでまいります。

また、農地への不法投棄や有害鳥獣等への対応につきましては、引き続き関係機関と連携し取り組んでまいります。

農業水産課（坂口　文課長補佐）　続きまして、（5）の「浸水対策について」、回答させていただきます。

市内を流れる河川には、川ごとに河川整備方針が定められており、これに基

づき、河川整備計画が策定されています。

未改修区間につきまして、改修事業を早期に実施し、神奈川県の実備目標を達成することについて、これまで神奈川県に対し要望してきており、引き続き要望してまいります。

農業水産課（鈴木孝明課長補佐）　続きまして、（６）の「農業残渣等の廃棄に係る支援について」、回答させていただきます。

野焼きについては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第１６条の２の規定により、原則禁止されています。例外として、農業を営むため、やむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却は認められていますが、「やむを得ない」理由が必要となるので、野焼きを行う際には、御注意いただければと思います。

廃棄物の回収等、農家支援の方策につきましては、農業者の意見を伺い、必要に応じた対策を検討してまいります。

続いて、６１ページを御覧ください。

（７）の「自然災害による農産物等の被害対策について」、回答させていただきます。

局地的な災害についても、農業者自身が、ふだんから備えられるよう、収入保険の加入促進に向けた支援策等を検討してまいります。

続きまして、（８）の「中小規模経営体の支援について」、回答させていただきます。

「第２次藤沢市都市農業振興基本計画」におきましても、藤沢市の農業の将来像として「守り・育み・次世代につなぐ、魅力ある都市農業」を掲げております。将来に向けて営農が継続されるよう、引き続き必要な支援策を検討してまいります。

以上です。

議長（齋藤義治委員）　ありがとうございました。

事務局及び農業水産課の説明が終わりました。

「農業予算」と、それとあと、「農地利用最適化推進施策等の改善に係る意見の措置状況」ということで、２つに分けて回答をしていただきました。

予算のほうは、これは決定していて、報告ということでございますので、この内容については、これから審議するというよりも、やはりどうしても農地等の利用最適化推進施策、こちらのほうが重要視されていると思います。

毎年、このように農業水産課に来ていただき、いろいろ説明をしていただいておりましたが、藤沢市の一般会計予算が、先ほどもございましたけれども、1,605億400万円でございます。その中で、農業予算は4億7,906万9,000円ということでございまして、全体に占める農業予算の割合は0.3%でございます。

確かに民生費ということで、福祉のほうの予算がどんどん膨らんでおりますので、どうしてもそちらのほうに偏ってしまうのかなと思いますけれどもね。

それでは、予算について、並びにいろいろな施策の状況について、何か質問等がございましたら、お願いをしたいと思います。

せっかくの機会ですから、何かございませんか。

井出委員。

3番（井出茂康委員） 「技術習得支援事業」というのが、50ページに載っているのですが、これが使われない、要は申請がないということですよ。

どういうところに使うことが可能でしょうか。例えば視察・研修だとか、それらに行くのにも申請をすれば許可になるものなのか、ならないものなのか。

農業水産課（鈴木孝明課長補佐） 基本的には、講座ですとか講演に対する支援ですけれども、視察に関しましては、交通費、公共交通機関を使用する場合には補助の対象になりますが、例えばお車で行かれるとか、領収書が出ないような交通手段を使われますと、補助の対象としては対象外となってしまいます。

3番（井出茂康委員） 技術習得のための講習というのと、例えば今ドローンだとかいろいろな講習会がありますけれども、そういう講習を受けましたというのがあるとすると、それに対して上限3万円のうちの2分の1だとか、そういうのが出る、申請は可能ですか。

農業水産課（鈴木孝明課長補佐） 事業費6万円の中の半分の補助、3万円を上限に支援をさせていただくという形になりますので、事前に、申込みをされる前に

補助金の申請をしていただく必要はありますが、内容が、農業の技術習得に関するものであれば、対象にはなります。

3 番（井出茂康委員） わかりました。ありがとうございました。

議長（齋藤義治委員） そのほかに何かございませんか。

1 3 番（西山弘行委員） いっぱいあり過ぎて、わけがわからないところですけども、とりあえずお米の話で、田んぼの修繕みたいなものにばかり金をかけていて、肝心のお米のほうに、それが全然反映されていないんですよね。

例を言えば、昨年の学校給食 6 0 t でしたか、今年度 4 0 t、それをみんなに振っちゃった後で、やっぱりこれはだめですというのは……、それで、皆さんが田んぼをやると思いますか。

農業水産課（及川 聡課長） まず、田んぼの修繕とか、そちらばかりという御意見でしたけれども、まず、水田保全事業は継続しておりますので、1 0 a 当たり 5 万円以内というのは継続させていただいております。

それと、学校給食の、昨年度 6 0 t、昨年度は上限 6 0 t ということでスタートして、それで、6 0 t 程度の出荷があったわけですけども、今年度の学校給食で使える数量として、回答を求められたのが昨年です。苗の発注の前に数字を出してくれと農協から言われておりますので、その時点で回答できる数字としては 3 0 t ということで、今それを、もう少し上積みできないか、交渉しているところです。

ですので、結果的に昨年並みの数量になる可能性もありますので、もうしばらくお待ちいただければと思います。

1 3 番（西山弘行委員） もうしばらくと言われても、もうこっちは発車しているんですから、もう既に結果も出ていなければ困るんですよね。

農業水産課（及川 聡課長） ある程度の見通しは立っていますけれども、予算が伴うものなので、確実に 6 0 t できますというところまでのお約束はできないのですが、ある程度の見通しは立っています。

1 3 番（西山弘行委員） それで見切り発車して、遊休農地でやってくださいと、それを堂々と言えるんですか。

農業水産課（及川 聡課長） 何とか皆さんに還元できるように、我々も学校給食だけではなくて、市内の企業等にも営業をかけておりまして、そういったところからの注文もいただけるように、今、動いておりますので、なるべくいい単価で市内企業に買っていただけるように、今、農協と一緒に動いているところです。

13番（西山弘行委員） 60ページの一番上の、「資材・飼料の価格は、依然、高止まりの状態である」と書いてありますけれども、結局、それはいいと思うんですよ、できたものが、その分値段が上がっていれば。だから、そこに力を注ぐべきではないかなと。

農業水産課（及川 聡課長） ごもつともだと思います。ただ、農産物の場合には、自ら価格の決定権がないと言いますか、どうしても卸売市場ですとか、相場に左右されるところがありますので、そういう価格転嫁ができない産業に対しては、こういった支援を行うということでやっておりますので、価格転嫁できれば、わざわざこういったお金も付ける必要はないのかなとは思っていますので、一次産業の置かれた立場、取引の形態ですとか、そういったところを考えながら、我々としても予算措置をさせていただいているところでございます。

13番（西山弘行委員） あと、48ページのアンケートについてですけれども、「地産地消を応援したい」と言っている人が9割という話でしたけれども、「したい」と「している」は違うと思うんですよね。しているんですかね。

農業水産課（及川 聡課長） 先ほども説明させていただきましたが、「既に応援している」と回答した方が12.5%、「応援したいと思う」と回答した方が77.5%となっております。

13番（西山弘行委員） ということは、「している」という方は1割ちょっとということですね。

農業水産課（及川 聡課長） そうですね、アンケートの回答ではそうっております。

13番（西山弘行委員） だから、そこは「したい」と「している」は、まるっきり意味が違うんですよ。

農業水産課（及川 聡課長） したいと思ってくれる方が、これだけいるということとは、そこにアクセスできれば、農産物も買っていただけるということになる

と思いますので、なるべくそういう方々の手に届きやすいような場を、我々としても設定することに力を注いでまいりたいと考えております。

13番（西山弘行委員） ただ、結果としては、安い外国産、まずそっちに皆さん、手が行きますから、国産云々、無農薬云々というのは、まあ、いいなとは思っても、まず見ているだけで、買うとなったら安いほうになってしまうんですよ。

農業水産課（及川 聡課長） そういった消費者の方も当然いらっしゃると思いますので、なるべく藤沢のものを知っていただいて、講座等も行っていく中で、農家の顔が見える状況になると、やはり応援したくなる、買いたくなるという消費行動に移っていくと思いますので、そういった機会を多くしていきたいと考えております。

13番（西山弘行委員） ただ、今の状況でいったら、うちなんかも、もう田んぼを増やそうとも思わないし、次の世代は、もっといなくなると思います。そこら辺はどう思いますか。

農業水産課（及川 聡課長） 我々も水利組合の水路掃除等にも参加させていただきながら、皆さんの御意見を伺っていますが、水田については、大変厳しい状況であることは、十分認識はしております。

一方で、新規就農者の方で、田んぼをやりたいとおっしゃってくれる方もいらっしゃいますので、そういった方に一定程度の田んぼを担っていただくほか、あと、国の施策では、畑作に転換していくような流れもありますので、畑作に転換すべきところは転換していく、水田として残すべきところは残していくというような考え方で臨んでいきたいと考えております。

13番（西山弘行委員） ただ、「やりたい」でできる仕事じゃありませんから、田んぼなんかだって、機械一式そろえると、大体1,000万円ぐらいかかりますよ。その1,000万円をポンと出せる人っていますか、新規就農者の方で。

農業水産課（及川 聡課長） そういった機械の導入については、新規参入の方は難しいと思います。そういった方々に対しては、——城・稲荷でもいらっしゃいますけれども、手作業でやっている方もいらっしゃいますし、規模は限られてしまうと思いますけれども、そういった参入の仕方ですとか、あとは、いわゆる

ライスセンターみたいな形で農業機械を貸し出せるようなところというのも、今後、検討していかなければいけないと考えております。

13番（西山弘行委員） 農業機械の貸し出しといっても、稲に関して言えば、時期が一時期に集中しますからね。それこそ、最低でも10台、20台という世界で、田植機、コンバイン、乾燥機、それを考えたら無理じゃないですか。

農業水産課（及川 聡課長） 難しいということは認識しておりますので、その辺は、田んぼを耕作されている方々の御意見を伺いながら、どうしたら水田を残していけるかと、検討してまいりたいと考えております。

13番（西山弘行委員） あと「人・農地プラン」の話し合いですけれども、肝心なところを全部後回しにしているんですよ。看板を設置すると書いてありましたけれども、僕、看板の見本を書いてくれと言われたから書いたんですよ。いざ出来上がった看板は、全く関係ないことが書いてありましたからね。何のために出したのか、多少の無理を書いたのは、わかっていますよ、自分でも。でも100%否定されたら、何のために出したのかとなりますよ。

農業水産課（及川 聡課長） それぞれ法律がありますので、それぞれの法律にのっとりつつ上で、記載できる事項も限られてきてしまいますので、その中で、農家の皆さんが思っていच्छることを伝えられるような表現を考えていきたいと思ひます。

13番（西山弘行委員） 希望しても、法律を盾に言われて、100%否定されたら、まあ誰かの意見ではないですけれども、「やめろ」と言っているとしか聞こえないんですよ。

農業水産課（及川 聡課長） そうとられたとしたら、非常に残念ですけれども、ただ、我々としても、表現できる内容というのは、法律にのっとりつつ形ではかできないものですから、その辺は御理解いただければと思ひます。

議長（齋藤義治委員） 農業の厳しさというものが、今の話の中でもいろいろ出ています。藤沢市は、特に都市農業ということで、現状はかなり厳しいということで、細かい意見も出ていますが、そのほかにも、いろいろ意見をお持ちの方もしらっしゃると思ひますので、都市農業として、あるいは行政としてどうい

かかわり合いをもっていくのか、どのように助成をしていくのかということも、話し合いの一つとして考えていきたいと思いますので、ほかの人にもお願いをしたいと思います。

井上委員。

1 番（井上哲夫委員） ちょっと確認という感じになりますが、51 ページの、補助の「事業概要」の3 番、私のうちも花き農家ということで、後継者に任せている部分が、非常にウエートが大きくなったんだけど、補助にかかわることになると、いつも話が二転三転して、どこが本当なんだよ、という話になりますが、遮光カーテン導入事業等で、230 万円余という金額が補助ということですけども、これは、全額、市内の花き農家が遮光カーテンを取り替えたいということになると、全部使っていただけるんですかね。

農業水産課（鈴木孝明課長補佐） こちらの「産地競争強化事業費」につきしては、農協の各部会から御要望をいただいたものに対して予算化しているものになりまして、個人個人での申請、御要望につきましては、受け付けをさせていただいていないような状況になっております。

なので、部会として上げていただいた中で、あとは、予算が伴うものになりますので、御要望いただいた内容を精査させていただいた上で、財政部局には要望をさせていただいているような内容となっております。

1 番（井上哲夫委員） だから、農協を通して、花き温室部の部会を通して取りまとめが上がってくるわけですね。

農業水産課（鈴木孝明課長補佐） そうですね。

1 番（井上哲夫委員） それに対して補助をしていただけるということでいいんですね。

農業水産課（鈴木孝明課長補佐） はい、そのとおりです。

1 番（井上哲夫委員） そうすると、その全額が該当になる場合も、もちろんあるということですか。

農業水産課（鈴木孝明課長補佐） 補助金の補助率は、要綱に定められておりますので、こちらの産地競争力強化事業費につきましては、2 分の 1 以内ということ

になっております。事業費の2分の1以内です。

1 番（井上哲夫委員） 2 分の 1 の補助率だということだと思いますが、ただ、予算そのものが、結構取りまとめて上がってくると、この金額以上のものが上がってくることもあるのではないかという気はするんだけど、そういう場合はどうなりますか。

農業水産課（鈴木孝明課長補佐） そうですね、あくまで御要望として上がってくる金額は毎年違うものになりますので、あとは、農林水産業費として割り当てられると言いますか、予算を確保できる部分というのがありますので、実際に、その御要望に対してどれだけ財政部局で割り当てが出てくるかというところが関係してきますので、要望としては、230万円から増えるというケースもあるとは思いますが、その上げていただいた要望が全て予算化されるというものではありませんので、その点については御了承いただいているものになります。

1 番（井上哲夫委員） あくまでも2分の1ということでもいいんですね。

農業水産課（鈴木孝明課長補佐） そのとおりでございます。

1 番（井上哲夫委員） それで、これに関する、例えばカーテンの傷み具合だとか、その辺の査定というか、その辺もやはりあるんでしょうかね。

農業水産課（及川 聡課長） 基本的には、どれだけ費用対効果が見込めるかということと、あとは、都市農業振興基本計画も掲げておりますので、例えば環境に配慮したものであるとか、あとは省力化、スマート農業に準じたものであるところを、市としましても優先させていただいている形にはなっています。

1 番（井上哲夫委員） その辺は見ていただけるということですね。

農業水産課（鈴木孝明課長補佐） そうですね。

農業水産課（及川 聡課長） 今年度の233万9,000円については、花き温室部から昨年度中に上がってきた内容で、花き温室部のほうで、既に行き先も決まっているはずですが。前年度に要望した方、要望を上げた方のところに行くはずですので……。

1 番（井上哲夫委員） それでは、予算化されているということは、行き先は、手を

挙げた人は決まっているということですね。

農業水産課（及川 聡課長） 行き先が、大体決まっています。

1 番（井上哲夫委員） そうですか。わかりました。

それともう一つ、61 ページに、「収入保険の加入促進に向けた支援策」というのがあるけれども、具体的に、どういう支援策になるのでしょうか。その辺のところをお伺いします。

農業水産課（及川 聡課長） まだ藤沢市では、こういった支援策はやっていないのですが、他市の事例を見ると、加入するための掛金の一部を助成しているところもあります。

そういった助成が必要であれば検討していきたいということですが、収入保険に対する支援というのは、各団体からの要望は、今のところは上がってきておりませんので、もしそういった要望が団体から上がってくるようであれば、検討していきたいということで回答させていただきました。

1 番（井上哲夫委員） はい。

3 番（井出茂康委員） 収入保険自体を知らないのではないかという気がしますね。

議長（齋藤義治委員） 収入保険については、実は、来月の総会の後に、共済連の方に来ていただくことになっています。

というのは、やはり農家の収入が不安定だということで、収入保険について、どういうふうな保険なのかということで説明をしてもらうように、実は今月、共済連の人に頼んでおいて、来月の総会の後に来ていただきます。

そのときに、共済の掛金のことが、まず問題になろうかと思いますが、今回は、来年（令和6年度）の予算の中に、収入保険の補填というものもお願いをしたいということで、一つの意見として皆様方から出していただければ、藤沢市に出していただければ、何らかの回答があると思いますので、その辺もぜひお願いをいたします。

農業水産課（及川 聡課長） 予算規模が全くつかめない内容なので、どこかで取りまとめをしていただくというか、来年度、もしやるのであれば、それを概算要求時点で、どのぐらいの予算規模になるかというのを示していただく必要がある

かなと思いますので、その取りまとめをしていただける機関があるかどうか…
…。

議長（齋藤義治委員） 農協でしょうかね。

3 番（井出茂康委員） ただ、収入保険となると、個々の売上高を全部申告して、それを公にしていかないと出てこないの、そのうちの何割という収入保険を、もちろんかけるのですが、それを、みんなが、ああそうか、といってポンポンポンン出してくるかどうかですよ。

議長（齋藤義治委員） そうですよ。

農業水産課（及川 聡課長） 他市の事例を見ると、収入保険の掛金に対する補填というところでは、やはり時限を切っているんですね。例えば 1 年目だけですとか、3 年目までは見ますよ、とかというような内容になりますので、ずっと出し続けるようなものではないということは、御理解いただければと思います。

議長（齋藤義治委員） はい。

来月、その説明に来ますから、それで、よろしいですか。

1 番（井上哲夫委員） いいですよ。

議長（齋藤義治委員） あと、何かございませんか。これから、「人・農地プラン」というのが、もっともっと話題に出てくるとと思いますが、藤沢市の場合は、打戻ですとか城・稲荷ですとか、そういうところは話が進んでいるようだけれども、長後、高倉地区というのは、まだ進んでいないですか。

10 番（吉原 豊委員） 進んでいないですね。話も出てこない。

1 番（井上哲夫委員） 進んでいないね。

農業水産課（鈴木孝明課長補佐） まだ、話し合いはできていない状況になっています。

議長（齋藤義治委員） そうですか。

一応目標地図ということで、これからつくらなければいけないのですが、その辺はどういうふうに進めていますか。

農業水産課（鈴木孝明課長補佐） もともと藤沢市内を 3 地区にわけてプランを作成する計画で進んできたのですが、その 3 地区というのが、御所見・遠藤地区、

六会・長後地区、あと、大庭・稲荷地区の３地区でしたけれども、エリアが広く、話し合いを設定するのがなかなか難しいということで、令和４年度につきましては、先ほどの３地区、その地区の中の一部で話し合いの場を設けさせていただいてプランを作成しているような形になっております。

地域計画につきましては、それを引き継ぐ形で、一応その３地区を１６に分けて話し合いの場を設け、プランを作成していくような形で予定をしております。

議長（齋藤義治委員）　その中で、城稲荷地区が、今回、測量に関しての予算が出たわけですが、これは、やはり「人・農地プラン」の前段ということで理解していいんですか。

農業水産課（鈴木孝明課長補佐）　「人・農地プラン」の中でも、基盤設備の話は、もちろん出ておりますので、そういったところの整備に向けて測量をするというところは、御指摘のとおりかと思います。

議長（齋藤義治委員）　皆様方、何かふだん思っているようなことを、ぜひ出していただきたいと思います。吉原委員どうぞ。

１０番（吉原　豊委員）　下土棚の話ですが、今、西のほう、西というか、いすゞの東側が区画整理をずっとやっていますが、前々から、区画整理をどのようにすみ分けしていくのかというのが、出てこないんですね。

何が言いたいかというと、例えば、ここは農地ですよ、ここは住宅ですよという、前につくったものがあるんですが、そういうのは白紙になってしまって、今またやっているわけですがけれども、そのような計画を区画整理事務所かな、やはり出してほしいと思うんですね。

そもそも農業委員会に対しても説明がないですね。その割には、「農地プランをやらなければいけない」、「農業を育てなければいけない」と言っておりますが、どうも言っていることとやっていることが違うのは、これはよくないと思いますね。

それから、もう一つ、同じようなことですがけれども、田んぼの高倉、上、中、下とありますが、この数字を見るとおり、大分、水路がよくなりました。

それと同時に、5分の1ぐらいになったかな、高倉全部入れても5分の1ぐらい水路ができてきたように思うのですが、これを、もっともっと進めてほしいと思います。

何が言いたいかというと、水の取入れ口から川へ、大川へ吐き出すのが、約100mぐらいあったとします。そうすると、そのうちの40mしかやらないんだよとか、要はメーター数を決めてやっているようですけども、そうではなくて、上から下まで、やれるものならやってほしいと思います。

以上です。

議長（齋藤義治委員） そのほかに何かございませんか。――燃料、肥料も高騰して、それに対して、市ですとか県ですとか国ですとか、一時的な補助というのはありますが、これで、今もこの中でも書いてあるように、価格は高止まりをしています。そして、逆に農産物の価格というのは、やはり市場原理で、出来過ぎれば安くなる、そういうふうなことで、バランスが非常に悪くなってきていることは確かですね。

ですから、今後こういうものに対する補助ですとか補填というものは、どのようなことを考えていますか。

農業水産課（及川 聡課長） 今、高止まりしている飼料ですとか肥料、燃料等については、当然農家側からの要望があれば、それは対応していきたいと思っております。

やはり、今一番大変なのは畜産農家の皆さんかなと思ってしまして、畜産会からは、既に要望も上がってきているような状況です。

農協から、さがみ農協からも燃料と肥料に対しての緊急要請という形で要望書が上がってきましたので、その要望書の内容に応えられるように、我々も補正予算の要求をしてまいりたいと考えております。

議長（齋藤義治委員） そのほかに何かございませんか。せっかくですから。

13番（西山弘行委員） その件についても、「人・農地プラン」の話し合いで、常に言っているつもりですけどもね。

農業水産課（及川 聡課長） そこは、団体からの要望書みたいな形で出していただい

たほうが、——まあ、皆さんの御意見もお伺いしているので、どういう状況であるかというのは理解しているつもりですけれども、ただ、財政当局と折衝するとき、やはりそういった要望書なり要請文書というのがあったほうがやりやすいというか、予算も付けやすくなるかなと思いますので、皆さんの声を、我々に当然言っていただいても構わないのですが、皆様方の組織も動かしていただいたほうが、予算としては付きやすいかなと思います。

13番（西山弘行委員） 付きやすいというより、組織じゃないと付かないんでしょう。

農業水産課（及川 聡課長） 個人個人でばらばらに言われても、というところもありまして、せっかく農業者団体があるわけですから、そういったところをうまく活用していただければと思います。

13番（西山弘行委員） だから、「人・農地プラン」にしたって、水利組合の代表者みたいなのが話しているわけですから、そういう意見だって通してもらいたいなど。

農業水産課（及川 聡課長） そういったところからの要望書なりを出していただいても、別に構いませんけれども、やはり、受益者がどれだけいるかだとか、どういった組織が要望を出しているのかというところは、予算折衝をするときには、結構重要なことになってきますので、その辺は、皆様方の組織なので、うまく活用していただければと思います。

13番（西山弘行委員） そちら辺は、稲作部会からも言っていると思いますけれどもね。

議長（齋藤義治委員） 神崎委員、どうぞ。

24番（神崎享子委員） 田んぼをつくっている皆さんの、本当に逼迫した状況が伝わってきます。田んぼをつくっていないのでわからない、だけでは農地利用最適化推進委員としては濟まないと思いますので、これからも一生懸命勉強したいと思います。

そして、団体でないと意見が通らないので、団体の意見としてまとめるのが農業委員であり、農地利用最適化推進委員の私たちなのですから、私たちが先

頭に立たなくして、誰が先頭に立つかというところが、とても難しいところで、責任の重いところであると思いますが、みんなで力を合わせて、私たちが頑張らなくてはならないと思いますけれども、違いますか。

3 番（井出茂康委員） 違う、その組織というのは、農協を舞台に組織があるものなので、多分この農業委員が組織代表になっていたとしても、農業委員として、というのは申請できないはずですよ。

2 4 番（神崎享子委員） そうですね。それはよくわかります。

3 番（井出茂康委員） なので、それは全然話が違うと思います、農業委員がどうのこうのというのは、補助金に関しては違うのではないかなと思います。

2 4 番（神崎享子委員） 補助金に関しては、ですね。

1 3 番（西山弘行委員） でも、今の意見は非常にうれしい話です。

2 4 番（神崎享子委員） 「人・農地プラン」というのは、農地利用最適化推進委員と農業委員が、市と一緒に進めていくものだと言っているんですよね。

議長（齋藤義治委員） 「人・農地プラン」はね。

3 番（井出茂康委員） 「人・農地プラン」は、そうだと思いますけれども、補助金に関しては違うと思います。

2 4 番（神崎享子委員） 補助金は、確かに違いますね。

議長（齋藤義治委員） 何かほかにございませんか、せっかくですから。

神崎委員。

2 4 番（神崎享子委員） 今の意見をこれ（要望書）に書きましょう。私たちにある権利なので、県や国に対する要望は、時期が終わってしまいましたけれども、市への要望を書きましょう。

それと、一番基本的なところとして、農業委員の「農業委員会憲章」というのを見ると、「農業委員は、農業・農村の代表として、食料・農業・農村基本計画の実現に努め、国民の期待と信頼に応えます。」ということで、要望を出すのは農協とか、そういう団体と言われましたけれども、その架け橋になるのが私たちの仕事、市から報酬をもらっている私たちの仕事なのかなと思っています。

それで、「食料・農業・農村基本法」というのが、ことし改正されますよね。そういうところにも、私たちは目を向けて、勉強して、農業者の意見をどうやったら届けられるかというのは、そういうところ、法律改正というところへ、さっき「法律で阻まれる」とおっしゃっていたので、法律が違うと思ったら、その声を出さなければいけませんよね、と思います。

議長（齋藤義治委員） 吉原委員。

10番（吉原 豊委員） 農業水産課に聞きたいのがあります。

私は、畜産部会に入っています。年に1回しか畜産部会の会議には出ないのですが、今、畜産の飼料、要は餌に対して、どうにかしてくれないかという話があります。

何が言いたいかというと、これも、また田んぼの話になりますが、田んぼで稲をつくるわけですが、その稲わらを牛は食べているんですね。10年前とか15年前に、うちのわらを飼料として持っていけよと言った年があったんですね。そのときに、要らねえよと。なぜかという、日本のわらはうまくない、牛がうまくないから食わねえんだよ、だから要らないと。

そのときは、わらそのものが余っていたから、そういうふうな話になったと思いますが、今は、牧草などを高いお金を出して外から買っているわけですが、わざわざ買わなくても、今、賄えるものがあるのではないかと思うんですね。

そういうふうなものに対して、農業水産課として、今年は、こことこのわらを牛の餌に使いましょう、などという薦め方というのではないんでしょうかね。

農業水産課（及川 聡課長） 畜産農家の方にお伺いすると、わら自体に、結構好みがあるみたいで、市内のものを持っていっても、牛はなかなか食べてくれないというようなお話も伺いました。

もう一つは、飼料用米として最初からつくって、それは、ホールクロップサイレージといって、わらの部分も使って発酵飼料にするという方法もありますけれども、それも検討したのですが、やはりその専用の機械が2,000万円以上するような機械になってしましまして、しかも、重量も4tぐらいある機

ただ、いずれにしても、国産飼料の増産というのは、国も考えているところでございますので、何とか市内のそういったわらだとか、あとは遊休農地でデントコーンを作付けするとか、そういったことも推進していきたいと考えております。

農業水産課の皆様方におかれましては、お忙しい中を御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

〔農業水産課担当職員 退出〕

坂間主幹。

まず、１点目でございますが、今、農業水産課で御説明がありました件ですけれども、「令和６年度の農地利用最適化推進施策の改善に係る意見の提案について」ということで、地区協でもお伝えいたしました、次の総会（５月２５日）までに御提出をお願いいたします。

46

るという運びになっております。

続きまして、2点目でございますが、農業委員、農地利用最適化推進委員改選の関係ですけれども、3月に委員の募集をしました結果、農業委員は15名、最適化推進委員は11名の推薦応募がされました。

任命、委嘱過程の透明性を確保するため、両委員とも選考委員会で選考をすることとなります。

農業委員の選考委員会につきましては、農業水産課で管轄しておりまして、4月14日に開催されたと聞いております。今後、6月議会に議案として提出され、同意が得られた後、市長の任命へと進んでいきますが、本日お伝えできるところは、ここまでということで御了承願います。

次に、農地利用最適化推進委員の選考委員会につきましては、「藤沢市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会規程」により、農業委員の中から7名以内で構成することとなっております。

今回の選考委員会委員につきましては、会長職務代理の吉原委員、それから、各地区、御所見・遠藤地区から上田委員と小林委員、六会・長後地区から飯田委員と田代委員、藤鵠・村岡・明治地区から山口委員、以上合計6名の方をお願いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

「異議なし」の声多数

事務局（坂間英己主幹） それでは、この場で、会長より委嘱状を交付させていただきますと思います。

吉原委員。

会長（齋藤義治委員） 吉原 豊様 藤沢市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会委員を委嘱する。2023年4月25日、藤沢市農業委員会会長齋藤義治。

よろしくお願いします。

〔吉原 豊委員 委嘱状受領〕

会長（齋藤義治委員） 田代恵美子様 以下同文でございます。

よろしくお願いします。

〔田代恵美子委員 委嘱状受領〕

会長（齋藤義治委員） 上田洋子様 以下同文でございます。

よろしくお願いします。

〔上田洋子委員 委嘱状受領〕

会長（齋藤義治委員） 小林正幸様 以下同文でございます。

よろしくお願いします。

〔小林正幸委員 委嘱状受領〕

会長（齋藤義治委員） 山口貞雄様 以下同文でございます。

よろしくお願いします。

〔山口貞雄委員 委嘱状受領〕

会長（齋藤義治委員） 以上でございます。

事務局（坂間英己主幹） ありがとうございます。

なお、総会終了後に、この会議室で選考委員会を開催いたしますので、6名の選考委員会委員におかれましては、総会終了後、お残りくださいますようお願いいたします。

委員改選につきましては、以上となります。

議長（齋藤義治委員） 以上で、事務局の説明等が終わりました。

何か御質問等がございましたら、お願いをいたします。

— — — — — — — — — — — — — — — —
— — — — — — — — — — — — — — — —

議長（齋藤義治委員） それでは、ないようでございますので、以上をもちまして4月の総会を閉会といたします。

委員の皆様方におかれましては、大変長時間にわたり御審議をいただきまして、まことにありがとうございました。

どうもありがとうございました。

閉会 午後4時35分

以上のとおり相違ありません。

議 長 齋 藤 義 治

署名委員 (番)

署名委員 (番)